

# ●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

## 2020年診療報酬改定

### 診療情報提供料(Ⅲ)について

2020年改定で、医科保険医療機関から紹介された患者について、紹介元からの求めに応じて、診療情報の提供を行った場合の評価として、診療情報提供料(Ⅲ) (情Ⅲ) が新設された。

医科歯科連携の基本となる情報提供の解説と整理をしたい。注①

患者: 27歳・女性(妊娠4ヶ月)

主訴: 歯ぐきから血が出る(○○産婦人科からの紹介状あり)。

所見: 全頸的に歯肉の発赤を認める。

傷病名: 7+7 P1

施設基準: 歯初診 情Ⅲ 注② 注③

月日	部位	療法・処置	点数
4/3		初診	261
		○○産婦人科より歯肉の検査と治療の依頼あり。	/
		また診療状況を教えてほしいとのこと。注④	/
7+7 7+7	歯周基本検査(P基検)(内容 略)		200
		歯肉発赤、軽度腫脹、ブラーク付着、BOP(+)部	/
		位が約3/4あり。ポケット平均4mm。妊娠中で	/
		レントゲン撮影せず。妊娠性歯周炎と診断。	/
		歯科疾患管理料(歯管) 文書提供加算(文)	80+10
		観血処置避け、TBI、歯肉線上の歯石等除去。妊娠	/
		安定期は継続的な管理をするとし、同意を得る。	/
		歯科衛生実地指導料1(実地指1)	80
		ブラークと妊娠性歯周炎の関係性の説明とTBT指示。	/
7+7 7+7	機械的歯面清掃処置(歯清)(D H 協会 花子)		70
		診療情報提供料(Ⅲ)(情Ⅲ)	150
		次回受診予約日 4月17日。紹介元の○○産婦人科	/
		へ検査結果と治療方針を情報提供。注⑤⑥⑦⑧	/
4/17		再診	53
		歯ぐきからの出血が少なくなってきたとのこと。	/
7+7	スケーリング		72+38×2
		歯周基本治療処置(P基処)(H2O2)	10
4/28		再診	53
7+7	スケーリング		72+38×2
7+7 7+7	P基処(H2O2)		/
5/7		再診	53
7+7 7+7	P基検(内容 略)		200
		ブラーク付着量減少、BOP(+)部位2割程度。	/
		歯管	100
		歯周組織改善を説明しブラッシングの徹底を指導。	/
		今後月1回の歯面清掃などを行う管理計画を説明。	/
7+7 7+7	P基処(H2O2)		10
		実地指1(指示内容 略)	80
7+7 7+7	歯清(D H 保険医 花子) 妊婦 注⑨		70
		情Ⅲ	150
		症状安定を認め、ブラッシング指導と月1回の歯面清掃などを方針を産婦人科へ情報提供。注⑩	/

#### 《解説》

注① 連携や情報提供を評価したものとしては、下記のようなものがある。

点数	算定できる場合
診療情報提供料(Ⅰ) 250点	他の保険医療機関などに患者を紹介した場合
診療情報提供料(Ⅱ) 500点	セカンドオピニオンを希望する患者からの求めに応じ、患者などに情報提供を行った場合
診療情報提供料(Ⅲ) 150点	かかりつけ医機能を有する医科保険医療機関から紹介された患者または産科・産婦人科などから紹介された妊娠中の患者について、紹介元の保険医療機関からの求めに応じ、情報提供を行った場合
診療情報連携共有料 120点	慢性疾患有する患者または全身管理が必要な患者について、医科での検査結果や投薬内容などの診療情報の提供を、その保険医療機関に求めた場合

注② 診療情報提供料(Ⅲ)(情Ⅲ)150点を算定するためには、施設基準を満たす必要があるが、満たさなければ厚生局への届出は不要である。

#### 施設基準(歯科診療所の場合)

① 当該保険医療機関の敷地内が禁煙であること。

② 敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示。

③ 保険医療機関が建物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有または借用している部分が禁煙であること。

注③ 産科または産婦人科から紹介された妊娠中の患者に、月1回算定を行う場合は、研修を受講した歯科医師の配置が望ましいとされている。

なお、研修は、都道府県または医療関係団体等が主催する研修であって、内容に妊娠前後および産後の生理的変化と検査値異常、診察時の留意点、頻度の高い合併症や診断が困難な疾患、画像検査の可否の判断および胎児への影響に配慮した薬剤の選択を含んだものをいう。

注④ 情Ⅲは、他の保険医療機関から紹介された患者について、紹介元の保険医療機関の求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人に月1回算定できる。

単に受診した旨のみを記載した文書を提供した場合、患者が紹介元へ受診する予定が明らかにない場合および特別の関係にある紹介元へ提供した場合は算定できない。特別の関係とは、複数の保険医療機関などの開設者(法人)や代表者が同一または親族であるなど、相互の経営方針に影響をおぼし得る可能性がある場合をいう。

注⑤ 情Ⅲは初診料を算定する日には算定できないが、次回受診する日の予約を行った場合は算定できる。カルテに次回の受診日を記載する。

なお、予約診療を実施していない医療機関については、次回受診する日を決めた上で、次回受診する日をカルテに記載する。

注⑥ 情Ⅲの対象患者は、下記のとおりであり、本病例では②に該当する。

#### 情Ⅲの対象患者(①または②のいずれかに該当するもの)

① かかりつけ医機能を有する他の医科保険医療機関(※)から紹介された患者

② 他の保険医療機関から紹介された妊娠している患者

※ 地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院に限る)を届出している医療機関をいう。

注⑦ 提供文書には、次の事項を記載し、患者または提供する保険医療機関に交付する。写しをカルテに添付する。

#### 提供文書に必要な項目

① 患者の氏名、生年月日、連絡先

② 診療情報の提供先保険医療機関名

③ 診療の方針、患者への指導内容、検査結果、投薬内容その他の診療状況の内容

④ 診療情報を提供する保険医療機関名および担当医師名

注⑧ 情Ⅲを算定する場合は、レセプトの全体その他欄に「情Ⅲ150」と記載する。また、妊娠中の患者の場合は、レセプトの摘要欄に「妊婦」と記載する。

注⑨ 機械的歯面清掃処置を妊婦の患者に対して行う場合は、毎月算定できる。カルテおよびレセプトの摘要欄には「妊婦」と記載する。

注⑩ 妊娠している患者であって、産科もしくは産婦人科を標榜する保険医療機関から紹介された患者については、診療に基づき頻回の情報提供の必要を認めた場合は、情Ⅲは月1回算定できる。

\* 実態に即してご請求ください\*